

## 令和4年5月開催 社会保険事務講習会・確認問題

次の【問1】から【問10】の『                    』の記述について、正しい場合は○を、誤りの場合は×を別添の解答用紙に記入してください。

\*解答用紙は添付しておりませんので、ご了承ください。

### 【問1】(届書の提出期限について)

従業員を採用したときには㉠資格取得届を、従業員が退職・死亡したときには㉡資格喪失届を、従業員が家族を扶養に入れるとき又は扶養になっている家族が就職等により扶養から外れるときには㉢被扶養者(異動)届を、賞与を支給したときには㉣賞与支払届を提出することとなる。

上記㉠～㉣の各種届書は、『5日以内』に提出をしなければならない。

### 【問2】(資格取得届について)

パートタイマー・アルバイトの従業員は、1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数の『どちらかが常時雇用者(正社員)の4分の3以上であれば』社会保険に加入しなければならない(被保険者にならない)。

### 【問3】(資格取得届について)

4/1に正社員として入社した従業員が、2か月間(4/1～5/31まで)は試用期間として勤務する場合、被保険者となるのは(社会保険に加入する日は)『試用期間終了後の6/1』となる。

### 【問4】(被扶養者(異動)届について)

別居する家族を扶養に入れたい場合で、その家族の年間収入が60万円であって、被保険者からの仕送りが年間100万円のときは『扶養に入れることができる』。

### 【問5】(基礎年金番号通知書または年金手帳の再交付について)

従業員から自宅で保管していた年金手帳を紛失してしまったため、再交付したいとの申し出があった。再交付の手続きをすれば令和4年4月以降も『年金手帳』を再度発行してもらうことができる。

**【問6】（月額変更届について）**

基本給や家族手当などの固定的賃金は全く変動がなく、繁忙期のため4月～6月の残業手当の支払額がとて多かつた場合、『7月改定の月額変更届を提出しなければならない』。

なお、従前の標準報酬月額より2等級以上の差が生じ、かつ、支払基礎日数は4月～6月の3か月とも20日の場合としてお答えください。

**【問7】（算定基礎届について）**

算定基礎届は毎年4月～6月に支給された給与の総支給額を届書の報酬月額欄に記載するが、給与の締切日が月末で給与支払日が翌10日の場合、算定基礎届に記載するのは『4月分（5/10給与支給）、5月分（6/10給与支給）、6月分（7/10給与支給）』の3か月分となる。

**【問8】（賞与支払届について）**

新規適用届に賞与支払予定月を記入された場合は、支払予定月の前月に賞与支払届と賞与不支給報告書が事業所へ送付されるが、支払予定月に賞与の支払いが無かった場合は、『賞与不支給報告書のみ』提出が必要となる。

**【問9】（被保険者が産前産後休業を利用する場合について）**

産前産後休業取得者申出書を提出することにより、産前産後休業期間中の保険料の負担は免除される。このときに免除されるのは『事業主と被保険者負担分の保険料』である。

**【問10】（従業員が育児休業制度を利用する場合について）**

育児休業等取得者申出書を提出することにより、育児休業期間中の保険料の負担は免除される。このときに免除されるのは『被保険者負担分だけであって、事業主負担分は免除されない』。

## 令和4年5月開催 社会保険事務講習会・確認問題 解答と解説

### （ 解 答 ）

問 題	解 答	正解率	問 題	解 答	正解率
問1	○	100%	問6	×	87.8%
問2	×	85.7%	問7	×	89.8%
問3	×	100%	問8	○	98.0%
問4	○	98.0%	問9	○	100%
問5	×	100%	問10	×	98.0%

### （ 解 説 ）

問 1	設問のとおり、㉠～㉣の届出は『5日以内』にしなければなりません。届出が遅くなると、その分保険証が届くのが遅くなったり、保険料を遡及して調整しなければならなくなり事務も煩雑になってしまう場合がありますので、できるだけ速やかに届出しましょう。
問 2	社会保険に加入しなければならない方は、1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が『どちらも』常時雇用者（正社員）の4分の3以上の場合になります。
問 3	従業員としての適格性をみるため、一定期間の試用期間を定めている場合がありますが、この試用期間は厚生年金保険法でいう「臨時の雇用期間」には該当しないため（2か月以内の限定した雇用ではなく、試用期間終了後も継続して雇用することが見込まれるため）、『入社した当初の4/1』が社会保険に加入する日（資格取得日）となります。
問 4	別居の家族を扶養に入れるときのポイントは、以下の2点になります。 ①扶養に入ろうとする家族の年間収入が60歳未満であれば「130万円未満」、60歳以上であれば「180万円未満」であること。 ②扶養に入ろうとする家族の年間収入が被保険者からの仕送り額より少ないこと。
問 5	令和4年4月1日より「年金手帳が廃止」されたことに伴い、『基礎年金番号通知書再交付申請書』を提出すると、「年金手帳」に代わり「基礎年金番号通知書」が交付されます。
問 6	基本給等の「固定的賃金に変動がなく」、非固定的賃金である残業手当がこれまでより多く支払われた状況＝「非固定的賃金だけに変動があったケース」ですので、従前の標準報酬月額より2等級以上の差が生じて、4～6月の3か月とも支払基礎日数が17日以上であったとしても月額変更届を提出する契機とはなりませんので『月額変更届の提出は不要』です。
問 7	算定基礎届の「報酬月額」欄に記載する金額は、4月～6月分給与ではなく、4月～6月に支給された給与＝『4月の欄…3月分（4/10給与支給）、5月の欄…4月分（5/10給与支給）、5月の欄（6/10給与支給）』となります。
問 8	賞与の支払いが無かった場合は、「賞与支払届」の提出は不要です。設問のとおり「賞与不支給報告書のみ」提出をお願いします。
問 9	設問のとおり、『事業主と被保険者負担分の両方』が免除されます。また「産前産後休業取得者申出書」の提出は、産前産後休業を取得している間に行う必要がありますので、忘れずに手続きしましょう。
問 10	問9の「産前産後休業」と同様に、『事業主と被保険者負担分の両方』の保険料が免除されます。手続きについても問9と同様に産前産後休業等の期間中に「育児休業等取得者申出書』を提出しましょう。